

日付： 2004年 9月17日
 提出元： (株)アッカネットワークス
 題名： 緩和値の設定について
 課題表対応 C.3.4, C3.7

まえがき

DSLスペクトル管理の基本的要件には緩和値に関する規定(別紙参照)があるが、JJ100.01には、緩和値に関する明確な記述がない。

本寄書は、JJ100.01第3版に緩和値に関する明確な記述を含める(章を設ける)ことを提案する。

また、スペクトル管理に関する事業者間協議において合意され、Annex C(DBM)の保護判定基準値に対して設定された緩和値を、JJ100.01第3版においても適用し、Annex C(DBM)の保護判定基準値に明記することを提案する。

提案

(ア) JJ100.01第3版に緩和値に関する明確な記述を含める(章を設ける)。

記述する事項(案)

1. 緩和値を設定する目的と条件

- 限界線路長を延ばすことにより、ユーザの利便性が増す。
- 他の手段(収容制限など)では、目的の達成が難しい場合。

2. 緩和値の適用条件

- 設定された緩和値は他の与干渉システムにも適用する。
- (特定の与干渉システムと被干渉システムの組み合わせ)

3. 緩和値の下限值

200 kbpsとする。

(イ) 換算線路長3.5 km以遠におけるAnnex C(DBM)の上り保護判定基準値を200 kbpsとする。

課題表修正(案)

C.3.4.2	オープン	緩和値に関する明確な記述を含めるか?	
C.3.4.3	オープン	換算線路長3.5 km以遠におけるAnnex C(DBM)の上り保護判定基準値を200 kbpsとするか?	

別紙

第3章 DSLスペクトル管理の基本的要件の考え方

(5) 保護判定基準値の設定と緩和

保護判定基準値は、計算方法により算出された値を基礎として、DSL事業者間で合意された緩和値等を合わせて設定する。

その場合、個々の伝送方式ごとに、当該伝送方式のスペクトル適合性を評価するにあたって、計算方法により算定された保護判定基準値に対して緩和値（デルタ17）を設けることができる。

また、計算方法により単純に算出された保護判定基準値では、実際のサービスの利用状況を反映したものとならない箇所がある。そのような箇所については保護判定基準値を補正する必要がある。

保護判定基準値に対する緩和値の設定および補正についての考え方を次のとおり定める。

サービスの実態等を考慮した緩和値の設定

個々の伝送方式ごとに、サービスの実態やフィールドにおける実測データの分析結果を考慮し、必要に応じて、現実的な範囲で緩和値を設定できる。緩和値の設定は、既存方式の利用者への措置の問題も含まれることから、DSL事業者間における合意の形成を前提に行われることが必要である。

遠距離向け伝送方式に配慮した緩和値の設定

電話局の局舎から遠距離の利用者に対するサービスの提供が容易になるように、遠距離向け伝送方式についてはできる限り配慮することが必要である。遠距離では特定の伝送方式でしか高速サービスを提供できないことから、それらの伝送方式をある程度以上遠距離の場所で利用する場合には、既存方式の利用者への影響が小さいこと、当該伝送方式の利用者にとって他に選択できる伝送方式がないこと等の事情を勘案し、DSL事業者の合意に基づき、個々の遠距離向け伝送方式ごとに緩和値を設定することができる。（以下省略）

ADSL方式の上り伝送の保護判定基準値の補正

ADSL方式において、一般論として下り伝送の保護が重要と考えられることから、上り伝送については過大な保護判定基準値を定めない。少なくとも上り伝送の保護判定基準値が下り伝送の保護判定基準値を上回らないように設定し、場合によっては、上り伝送の保護判定基準値と下り伝送の保護判定基準値とが一定の比率になるまで上り伝送の保護判定基準値を補正することもできる。